

熊本市中小企業経営活性化資金融資制度要綱運用規程

制定 令和5年 3月29日市長決裁
改正 令和5年 4月19日商業金融課長決裁
令和6年 3月28日商業金融課長決裁

(趣旨)

第1条 この運用規程は、熊本市中小企業経営活性化資金融資制度の運用に当たり、熊本市中小企業融資制度要綱（令和5年3月29日制定。以下「要綱」という。）及び熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の定めるもののほか必要な事項を定めるものである。

(制度の目的)

第2条 熊本市中小企業経営活性化資金融資制度は、市内中小企業者の経営の活性化に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(融資対象者)

第3条 融資の対象となる者は、要綱第4条に定める要件のすべてに該当するものとする。

(融資条件)

第4条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金使途 事業経営に必要な運転資金及び設備資金
- (2) 融資限度額 1事業者につき3,000万円以内
- (3) 融資期間 一括返済の場合 1年以内とする。
元金均等返済の場合 7年以内とする。
- (4) 口数 2口を限度とする。
- (5) 融資利率 返済期間3年以内の場合 固定 年利2.10パーセント以内
返済期間5年以内の場合 固定 年利2.20パーセント以内
返済期間7年以内の場合 固定 年利2.30パーセント以内
- (6) 返済方法 元金均等返済又は一括返済
- (7) 据置期間 保証協会及び取扱金融機関が認める場合に限り1年以内（ただし、融資期間に含む。）
- (8) 保証料率 保証協会の定めるところによる。
- (9) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。
- (10) 担保 必要に応じ徴求する。

(借換)

第5条 本制度は、借換申込みをすることができる。また、本制度による借換申込みに関し、熊本市中小企業融資制度における全ての保証残高の債務返済を目的として融資を受けることができる。

(市の必要書類)

第6条 要綱第11条第1項に規定する市の必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（様式第1号（共通））
- (2) 信用保証委託申込書の写し
- (3) 申込人（企業）概要の写し
- (4) 信用保証依頼書の写し
- (5) 法人 保証人等明細の写し

(その他)

第7条 この運用規程に定めるもののほか、保証協会の熊本市中小企業経営活性化資金融資保証制度実施要領による。

附 則

この運用規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

附 則

この運用規程は、令和6年4月1日から施行する。